赤十字活動資金へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

日本赤十字社の活動に対しましては、平素から格別のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上ばます。

令和5年度も国内各地で風水害が多発し、日本赤十字社では救援物資の配布などを 実施いたしました。また、能登半島地震においては、救援物資の配布に加えて、被災 地において増大する保健医療ニーズに対し、医療救護班等の派遣やこころのケアなど の被災者のいのちと健康、尊厳を守る活動を展開いたしました。

一方、国外に目を転じると、ウクライナ人道危機の終息が見えない中、10月には中東においてイスラエル・ガザの大規模な武力紛争が発生いたしました。トルコ・シリアやモロッコでの大規模地震、ハワイ・マウイ島での山火事や北アフリカ・リビアの洪水など、自然災害も多発し、赤十字ネットワークの底力が試される1年となりました。いずれの人道危機においても国際赤十字が現地に根差した支援を展開し、日本赤十字社もそのサポートに尽力いたしました。

こうした赤十字の活動は、「目の前の苦しんでいる人を救う」という赤十字の誕生 以来変わらず守り続けてきた理念を軸としております。「誰一人取り残さない」社会 の実現を目指して赤十字が活動を続けるためには、皆さまからのご支援が不可欠で す。今後も全社一丸となって、助けが必要な人に寄り添い支援する活動に尽力して参 りますので、皆さま方の格段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、既に赤十字活動資金にご協力頂いた後に、本状が行き違いとなりました際には、どうかご容赦いただきますようお願い申し上げます。

敬具

令和6年5月吉日

日本赤十字社 長崎県支部長 大石

代表幹事



協賛団体

一般社団法人 日本経済団体連合会会 長 十倉 雅和日本商工会議所会 頭 小林 健公益社団法人 経済同友会

新浪 剛史

The least of the last of the l



赤十字活動資金にご協力くださいみんなのやさしさを大きな力へ

県民の皆様へ

県民の皆様には、赤十字事業の推進に、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く お礼申し上げます。

日本赤十字社は「人道」を基本理念として、世界191ヶ国の赤十字社・赤新月社と連携し、国際赤十字の一員として、世界各地で頻発する自然災害などに対しての災害救護活動や、発展途上国に対する開発援助などの活動を展開しております。国内におきましては、災害対策基本法に基づく指定公共機関として各種災害救護業務のほかに国民保護業務の一部を担っております。

日本赤十字社長崎県支部では、県民の皆様の期待に応えるべく、災害救護をはじめ 医療事業や血液事業の推進、突然の心停止に必要なAED(自動体外式除細動器)を用いた 救命手当の講習や健康で自立した生活ができるための知識と技術の講習等の普及、赤十字 ボランティアや青少年赤十字の育成など地域に根ざした事業を展開しております。

これらの事業は、皆様からお寄せいただくご寄付により支えられています。

本年も、赤十字にゆかりの深い5月の「赤十字運動月間」を中心として活動資金の募集を 行いますので、皆様のあたたかいご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社長崎県支部 支部長 大石賢吾

赤十字のおこり

「傷ついた兵士は、もはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない。」戦争の惨状に衝撃を受けた一人のスイス人が、その信念のもと、国際的な救護団体の設立を呼びかけました。その人の名は「アンリー・デュナン」赤十字の創立者です。この時の思い出をつづったデュナンの1冊の本「ソルフェリーノの思い出」がきっかけとなって、1863年(文久3年)2月、ジュネーヴに赤十字国際委員会が、また1919年(大正8年)5月には平時活動を担当する国際赤十字・赤新月社連盟が創設されました。





日本赤十字社の誕生

1877年(明治10年)の西南の役では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。この時、元老院議官であった 佐野常民と大給恒の2人は、アンリー・デュナンに共鳴して同年5月1日、救護団体「博愛社」を起こし、敵味方 の区別なく傷病兵の救護にあたりました。これが日本赤十字社のはじまりです。

現在の日本赤十字社は、昭和27年8月14日に制定された日本赤十字社法(法律第305号)による認可法人として、国の内外にわたり活動の輪を広げています。

文明と言い、開化と言えば、人は皆すぐに法律の完備、もしくは器械の発達などによってその証拠とするが、 私はただ、赤十字のこのような急速な発達こそ、文明開化の証拠としたいと思う。佐野 常民(日本赤十字社 初代社長)

日本赤十字社は、紛争や災害によって被害を受けた人々への支援をはじめ、 国の内外にわたって幅広い人道的活動をしています。

災害救護

台風、地震、大事故などが発生 した場合、医療救護活動を行う ため、救護班を派遣します。

また、いざという時に備え、 日頃から救護員の訓練や救護 資材・物資の整備に力を入れ ています。



各種講習会の普及

不慮の事故や病気に対する 応急手当の方法など、事故防止 と病気予防の普及を図るため、 各種の赤十字講習会を県内各地 で実施しています。



国際活動

紛争による犠牲者や自然災害 による被災者に対し、資金援助や 食料支援などを行うとともに、 医師、看護師をはじめ多くの職員 を派遣し、迅速な救援活動を 行っています。



赤十字ボランティア

赤十字事業は、世界中の多く のボランティアにより支えられて います。

赤十字の人道的な使命に賛同 する奉仕団が災害救護活動や地域 のニーズに応じたボランティア 活動を行っています。



医療事業

長崎市茂里町の日赤長崎原爆 病院、諫早市多良見町の日赤 長崎原爆諫早病院の2病院が あり、地域医療の中心的役割を 担っています。

いざ災害が発生すると、医療 救護班として医療救護にあたり ます。



青少年赤十字

学校教育の現場で「健康・安全 | 「奉仕」「国際理解・親善」の3つを 実践目標とし、子供たち自身が 「気づき」「考え」「実行する|力を 育んでいます。

長崎県内で約300の幼稚園 保育園、小・中学校、高校が加盟 登録しています。



血液事業

血液事業は、国民の皆様の生命 と健康を守るという重要な役割 を担っています。

赤十字血液センターでは安全な 血液を24時間体制で医療機関に 安定的に提供するため、日々献血 の推進を図っています。



看護師の養成

日本赤十字社では、臨床看護 や訪問看護などの地域に根ざした 活動のほか、災害救護活動や国際 赤十字のネットワークの中で活躍 できる赤十字看護師の養成を 行っています。



あなたのご支援でできることの一例



2000 д のご寄付で

避難所で使う毛布を1人分備える

防寒対策や床との緩衝材の役割として避難所 での生活に欠かせない「毛布」を1人分備える ことができます。



のご寄付を1年間継続で

安眠セットを12人分備える

避難先での生活を少しでも快適に過ごして いただけるよう、キャンピングマット、枕、アイ マスクなどが一式収納された「安眠セット」を 12人分備えることができます。



毎月

5,000_円

のご寄付を1年間継続で

緊急セットを50人分備える

避難先での生活にあると便利なマスク、 ウエットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯 ブラシなどが一式収納された「緊急セット」 を50人分備えることができます。

赤十字へご協力いただいた方への表彰

日本赤十字社の表彰。

区分。	基準額	納入方法	
特別社員	20,000円以上	And Ot	
支部長表彰状	100,000円以上		
銀色有功章	200,000円以上	一時または 累計	
金色有功章	500,000円以上		
感 謝 状	金色有功章受章後 500,000円毎	No roll	

国の表彰

区分	基 準 額	納入方法	
厚生労働大臣 感 謝 状	個人100万円以上 (500万円未満)	同一年度内の 分納が認められます	
	法人300万円以上 (1,000万円未満)		
紺綬褒章(飾版)	個人500万円以上	分納が認められます	
・褒状	法人1.000万円以上		



赤十字への寄付金等に適用される税法上の優遇措置

個人として資金を拠出された場合

24-	寄付区分	適用期間	措置の内容
	特 定 寄付金	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から 2千円を差し引いた額が、寄付者の 年間所得総額から控除されます。 ※詳しくは、下記の表を参照してください。
	相続税の 非 課 税		相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続 財産の価格は、相続人の納めるべき 相続税の課税対象に算入されません。

法人として資金を拠出された場合

寄付区分	適用期間	措置の内容				
指定寄付金	4~9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤 事業に対してなされる寄付金の全額が、 法人の事業年度の寄付限度額にかか わりなく損金の額に算入されます。				
損金算入 限 度 額 特例扱い 寄 付 金	通年	法人の通常有する寄付金の損金算 入限度額とあわせて、別枠で算出した 特定公益増進法人に対する寄付金の 損金算入限度額が損金に算入されます。				

寄付金控除の内容(個人)

減税金額(還付金額) = (寄付金額-2千円)×税率

課税所得金額	195 万円以下	330 万円以下	695万円以下	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
税率	5%	10%	20%	23%	33%	40%

※課税所得金額とは、給与等の収入金額(源泉徴収票の「支払金額」)から給与所得控除、配偶者控除、社会保険料控除等の諸控除金額を差し引いた金額をいいます。 ※特別減税等で最終的な税率は異なる場合があります。正確な税率については所轄税務署にお問い合わせください。

様々な思いを赤十字へ

遺言・相続財産・お香典でのご協力

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立てほしい」という尊いお申し出が増えています。相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付したいという思いは共通しています。

赤十字では、このような尊い思いに応えるために遺言によるご寄付(遺贈)、相続財産のご寄付、お香典でのご寄付を承っております。